

## 第4章 災害予防計画

### 第1節 特定事業所の災害予防

特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、その設置に係る特定事業所における防災体制や防災資機材の整備充実に努めるとともに、自主保安体制を強化し、災害予防に万全を期するものとする。

また、地震災害については、現行法令基準等による施設の耐震性能を確保することにより、過去の地震被害の実態に即して、耐震性向上対策に努める。

#### 1 防災体制の整備充実

特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災管理者（第一種事業者のみ）を選任し、防災要員を置くとともに、必要な特定防災施設等及び防災資機材等を設置し、維持するものとする。また、具体的な状況を反映した災害の発生危険性について検討し、災害が発生した場合の影響を想定し、想定される災害に対しては、具体的な活動マニュアルを作成し、発災時の応急措置を迅速・的確に行えるように訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じて、当該特別防災区域内の他の特定事業者と共同して共同防災組織を設置するものとし、事業所外への影響がある場合を想定した、事業所間の情報連絡、周辺地域に対する広報なども想定し、訓練等に取り入れるものとする。

#### 2 自主保安管理体制の確立

(1) 特定事業者は、その設置に係る危険物及び高圧ガス等の施設が保安法令に定める基準に適合するよう位置、構造及び設備並びに貯蔵、取扱いについて適正な管理をするものとする。

(2) 特定事業者は、その設置に係る危険物及び高圧ガスの施設、設備ごとにあらかじめ点検項目及び点検方法を具体的に定め、定期又は随時に自主点検を実施するものとする。

また、過去の事件事例の調査結果を踏まえた日常及び定期的な施設の点検方法や点検箇所の見直しを行い、施設・設備の更新スケジュールの見直しなど、適切な保全管理の見直しを図るものとする。

(3) 特定事業者は、従業員及び下請業者等関係者に対し、常に危険物及び高圧ガス等の性質、取扱い、機器の運転操作等についての教育訓練を実施し、その知識、技能の向上を図るとともに、安全運転に関わる広範な内容をまとめた安全管理マニュアル（定常時、非定常時）を作成し従業員に徹底する。マニュアルは、適宜見直すことにより、安全意識の高揚を図り、運転操作に関する知識・技術を継続的に伝承していくよう努める。

特に異常現象発生時における措置について十分に習熟させておくものとする。

- (4) 特定事業者は、事業所内の施設について発火源となるものを十分に把握し、これに対する対策を徹底するとともに、火気使用について厳重な管理を行うものとする。
- (5) 特定事業者は、防災設備が災害時に支障なく使用できるように定期的に保守・点検を行うとともに、訓練により操作に習熟しておくものとする。
- (6) 特定事業者は、事故発生時に迅速な対応をするため、特に以下の点に留意して防災監視体制を整備しておくものとする。
  - ①夜間、休日等人員が少ないときの対応
  - ②異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと。
  - ③検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること。
  - ④誤操作の防止措置がとられていること。
- (7) 特定事業者は、災害現場で拡大防止（災害の局所化）を行うことを想定した防災体制を整えておくものとする。

### 3 地震及び津波災害対策

#### (1) 危険物施設等の地震及び津波対策

過去の全国の地震及び津波による被害を考慮し、施設（建築物、配管及び付属設備を含む。）の耐震性能、維持管理の状況による耐震性能の低下の有無、液状化の可能性、津波に対する安全性等を確認し、必要に応じ補強を実施する等の対策に努める。

また、法令で定める耐震基準等について、適合期限前であっても、速やかに適合させるよう努める。

津波で浸水する可能性がある箇所では、重要設備のある建屋の水密対策（ゴムパッキン等）や、制御装置等の防水対策等について検討しておくものとする。

#### (2) 特定防災施設及び防災資機材の地震及び津波対策

発生頻度が高い地震及び津波に対して、特定防災施設及び防災資機材（以下「特定防災資機材等」という。）の機能が維持されるよう必要な対策を講じる。

また、甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震及び津波により特定防災資機材等が被害を受けた際に、応急措置又は代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、計画を策定しておく。

#### (3) 防災設備の信頼性向上

防災設備の駆動源（特に電力）が地震時でも喪失しないように、バックアップ用の駆動源の整備に努める。

常用電源が停止した場合でも正常に稼働するようにメンテナンスを行い、停電時に安全側に作動する設備、非常電源等で正常に作動する設備、作動不能になる設備等を確認しておき、停電時においてもできるだけ災害を局所化するための対応マニュアルを作成して訓練に努める。

(4) 地震及び津波時の行動基準の作成

地震被害は同時に多発する特徴があることから、各事業所は適切な対応がとれるよう、あらかじめ震度等に応じた行動基準を作成し、定期的な見直し・訓練を実施することにより周知しておく。

また、津波が発生する恐れがある状況における従業員、関連事業所従業員及び来訪者（以下「従業員等」という。）の安全な避難及び従業員等が避難する際の施設の緊急停止措置等の対応について、予め計画を立てておく。

(5) 地震計等の設置・観測

地震による震度は、地盤の状況等から場所により、大きく異なる。各事業所は地震計等の設置に努め、直接震度を把握して、迅速・的確な対応ができるよう備えておく。

また、より早い地震情報を取得するため、緊急地震速報専用受信端末の導入に努める。

(6) 通信手段の確保

地震等発生時には、回線の混雑等により平常時の通信手段の利用が困難になることを考慮し、衛星携帯電話、無線設備の利用等、予め通信確保対策を定めておく。

## 第2節 関係行政機関の立入検査監督指導の強化

関係行政機関は、保安法令に基づき、特定事業所に対する立入検査、査察、監督指導等を強化し、災害原因を排除し、自主保安活動を推進することにより、災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 中国四国産業保安監督部、広島労働局・岡山労働局、広島県・岡山県及び関係消防機関は、単独又は共同して、保安法令の定めるところにより特定事業所に対する立入検査、予防査察等を定期又は随時に実施し、危険物及び高圧ガス等の施設、設備及びその保安管理体制について監督指導を強化するものとする。
- 2 消防機関は、危険物等専用岸壁（栈橋）の施設、設備及び荷役時における保安体制について、随時に立入検査等を実施し、必要な監督指導を行うものとする。
- 3 海上保安部（署）は、特定事業所及び危険物積載船等に対し、関係法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、必要な監督指導を行うものとする。
- 4 施設の新増設に係わる行政機関は、過去の地震被害を考慮した安全設計を指導することにより、設備の耐震性向上対策を実施する。
- 5 地震計等の設置及び地震時行動基準の整備を指導する。
- 6 中国地方整備局は、油濁防止措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成備え置き若しくは提示の義務付けの周知、指導及び立入検査を対象事業所に実施する。

### 第3節 自然災害による二次的災害の予防

特定事業者は、地震、津波、高潮その他異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、気象、地象及び海象情報の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。

また、これらの自然現象による火災、爆発、石油等の漏洩等の二次的災害の発生及び拡大を防止するため、あらかじめ行動基準の作成に努め、必要に応じて危険箇所の補強、操業の停止等安全確保措置を講ずるものとする。

### 第4節 航空機事故による災害防止

- 1 県及び市は、航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じて、大阪航空局広島空港事務所及び同局大阪空港事務所等に対して運航の監督又は、行政指導の強化を要請するものとする。
- 2 防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域又はその上空において、航空法（昭和27年法律第231号）第81条（最低安全高度）、第83条（衝突予防等）、第85条（粗暴な操縦の禁止）、第89条（物件の投下）等に違反して飛行中の航空機を発見した場合には、直ちに必要な電話等により進入、せん回、退出方向、推定速度、その他参考事項を、大阪航空局広島空港事務所〔総務課：0848-86-8650（福山市の場合）〕又は、同局大阪空港事務所〔総務課：06-6937-2700（笠岡市の場合）〕に通報して、災害の未然防止を図るものとする。

### 第5節 防災施設・資機材等の整備

防災関係機関及び特定事業者は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合においてその拡大防止措置を迅速かつ適切に実施するため、単独又は共同して、その掌握する事務又は業務に必要な防災施設・資機材等を整備、備蓄するものとする。

また、防災関係機関及び特定事業者は、各機関が保有する防災資機材等についてその保有状況を把握し、各機関相互の融通により合理的な防災活動が行われるよう努めるものとする。

#### 第1 特定事業者

特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特定防災施設等及び防災資機材等を整備するとともに、特定事業所の特性に応じ、防災活動に必要な資機材の整備を図るものとする。

なお、消防資機材を事業所内の複数箇所に分散配備すること等により、消防車の進入困難時や電源喪失時の消火対策の充実を図るものとする。

1 石油コンビナート等災害防止法に基づき整備すべき特定防災施設等及び防災資機材等

特定事業所名	設置義務の有無			整備すべき数量等												
	流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	甲種普通化学	消防車	小型消防車	普通高所放水車	可搬式放水銃	普通泡放水砲	耐熱服	酸素呼吸器 空気呼吸器又は	泡消火薬剤	オイルフェンス	オイルフェンス	展張船	防災要員
—		有	有	1			1	1		2	3	7,560	1,620	1,620	1	11
未設置の場合 共同防災組織		有	有													2
		有	有	1				1		1	1	7,560		1,080		3

2 その他必要に応じて整備すべき資機材

- |         |            |           |                |
|---------|------------|-----------|----------------|
| (1) 無線車 | (5) バキューム車 | (9) 消火薬剤  | (13) 油回収装置     |
| (2) 救急車 | (6) 通信機器   | (10) 土のう  | (14) その他必要な資機材 |
| (3) 運搬車 | (7) 照明機器   | (11) 油吸着材 |                |
| (4) 広報車 | (8) ガス検知器  | (12) 油処理剤 |                |

**第2 消防機関**

関係消防機関は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防施設等の充実を図るとともに、特別防災区域の特性に応じ、消防活動に必要な資機材の整備に努める。

1 消防力の整備指針に基づく消防施設、資機材等整備基準

消防機関名	基準数量							
	署所	消自防ポンプ車(台)	は屈し折ごは車し又ごは車(台)	化学消防車(台)	泡消火薬剤(L)	消防艇(隻)	救急車(台)	救助工作車(台)
福山地区消防組合消防局	15	31	5	3	9,800	1	21	5
笠岡地区消防組合消防本部	4	6	1	2	3,700		4	2

2 その他必要に応じて整備すべき資機材

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 照明機器         | (6) 消火薬剤      |
| (2) ガス検知器        | (7) 油吸着材      |
| (3) オイルフェンス      | (8) 油処理剤      |
| (4) 空気呼吸器又は酸素呼吸器 | (9) その他必要な資機材 |
| (5) 耐熱服          |               |

**第6節 防災教育及び訓練**

防災関係機関及び特定事業者は、災害の予防及び災害時における応急対策が迅速、的確かつ円滑に行われるよう必要な防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

## 第1 防災教育

防災関係機関及び特定事業者は、単独又は共同して、特定事業者の従業員等関係者に対して危険物、高圧ガス等の性質及び取扱い方法、災害予防及び災害発生時における応急措置等について、定期又は随時に講習会、研修会等を開催し、安全教育の徹底を期するとともに、地域住民に対しては、平素から災害時における避難措置、防災知識の周知徹底を図るものとする。

なお、教育の実施に当たっては、階層別、職能別に教育内容、実施方法等について実施計画を作成するとともに、必要に応じて効果測定を行い、適正な評価を加えるなど効果的な教育が行われるよう配慮するものとする。

(実施機関及び教育内容)

### 1 特定事業者

- (1) 保安意識の高揚に関すること。
- (2) 保安関係法令、保安基準等に関すること。
- (3) 危険物、高圧ガス等の一般的性質及び取扱いに関すること。
- (4) 災害時における応急措置に関すること。
- (5) 地震災害対策に関すること。

### 2 関係市

- (1) 危険物、防火対象物等の保安に関すること。
- (2) 地域住民に対する防災意識の高揚、災害時における避難等緊急措置に関すること。

### 3 県

危険物、高圧ガス関係の保安に関すること。

### 4 中国四国産業保安監督部

高圧ガス関係の保安に関すること。

### 5 広島及び岡山労働局

労働安全衛生に関すること。

### 6 第六管区海上保安本部及び関係海上保安部（署）

海上災害の予防及び啓発に関すること。

## 第2 防災訓練

防災関係機関及び特定事業者は、火災、爆発、油流出、有毒ガス漏洩及び地震等予想される災害に備え防災活動が迅速かつ円滑に実施されるよう単独又は共同して防災訓練を実施するものとする。特に必要がある場合は、防災本部の主唱のもとに、防災関係機関及び特定事業者の合同による総合訓練を実施するものとする。

## 1 訓練の区分

### (1) 単独訓練

防災関係機関及び特定事業者は、災害想定に基づいて、その業務又は事務に関連した訓練種目を設定し、個別に訓練を実施するものとする。

### (2) 総合訓練

防災関係機関及び特定事業者は、災害想定に基づいて、必要な訓練種目を設定し、合同して各種の訓練を実施するものとする。

## 2 訓練種目

### (1) 緊急通報訓練

### (2) 広報訓練

### (3) 避難訓練

### (4) 救出救護訓練

### (5) 資機材等の調達訓練

### (6) 各種災害の防御訓練

### (7) 流出油防御訓練

### (8) その他必要な訓練

## 第7節 調 査 研 究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る防災対策を有効かつ適切に実施するため、単独又は共同して、防災に関する次の事項について調査研究を行うものとする。

また、防災本部においても、必要に応じ専門員などにより、調査研究を行うものとする。

なお、調査研究を実施した場合には、必要に応じ、他の関係機関にその結果を提供するものとする。

(調査研究事項)

- 1 石油及び高圧ガス等の貯蔵、取扱い及び処理に係る技術上の安全に関すること。
- 2 災害の防御技術に関すること。
- 3 防災施設・資機材等の新設、改良に関すること。
- 4 災害想定に関すること。
- 5 災害原因調査に関すること。
- 6 その他必要と認められる事項。